

右京区まちづくり支援制度

～「大学・学生枠(学生支援型)」平成30年度募集の御案内～



大学、学生の力を右京のまちづくりに活かそう！

大学や研究室の活動、学生主体の地域貢献活動を資金面でサポートします！

[募集期間] 6月25日(月)～8月24日(金)

※ 申請前に必ず事前相談(8月17日(金)まで、要予約)をお願いします。

今年度より、大学・学生枠は当該募集のみとなりますので、ご注意ください！

○ 右京区まちづくり支援制度「大学・学生枠(学生支援型)」とは…

京都市内の大学の団体・グループが行うまちづくり活動を支援する助成金です。対象となる活動は、①大学や研究室等による地域課題解決や地域資源発見等に関する研究や活動、②学生主体の地域への貢献活動です。

○ 制度説明会・交流会を開催します！

制度概要と申請方法についての制度説明会を実施します。

申請をご検討中の方は、ぜひご参加ください。

日 時 平成30年5月11日(金) 午後6時～8時(交流会を同時開催)

場 所 右京区役所1階 右京区民まちづくり交流拠点(MACHIKO)

申込み 開催日の2日前までに、「9 事前相談予約・提出・問合せ先」へご連絡ください。

※ 制度説明後、団体同士の交流会を開催します(終了予定時刻：午後8時)。

※ なお、制度説明会は7月中旬頃にも実施する予定です。参加をご検討の方は「9 事前相談予約・提出・問合せ先」へご連絡ください。

※ このほか、毎週金曜日(13～17時)には、まちづくりコンシェルジュが事業の相談に応じますので、お気軽にお越しください(場所：右京区役所1階 MACHIKO、予約不要)。

メールでも相談を受け付けています(まちづくりコンシェルジュ 山田 ukyomachiko@gmail.com)。

1 支援メニュー

	区分	交付率 (支援の対象となる経費の)	交付上限額	同一事業に対する 助成期間上限
大学・学生枠	学生支援型	5／6以内	20万円	上限なし NEW

※ 昨年度まで同一事業に対する助成金交付を2年までとしていましたが、大学・学生枠については上限を廃止します。

※ 事業実施に当たり、北部山間地域等(京北・宕陰・水尾・高雄)での活動がある場合、公共交通機関の利用促進を図るとともに、事業費に占める交通費の割合を抑えるため、公共交通機関の交通費について、上表の交付上限額に加え、5万円を上限として交付します。

【条件がありますので、詳細はお問い合わせください。】

○ 広報面での支援

市民しんぶん右京区版（毎月15日発行、約77,500世帯に配布）や右京のまちづくりポータルサイト「右京ファンクラブねっと」、右京区のホームページやF a c e b o o k 上での活動PR、また、サンサ右京1階MACHIKOでのポスター掲示やチラシ配架等を行うことができます。

○ 連携面での支援

採択された団体同士の交流・意見交換の機会や右京区のまちづくりを担う各種団体・企業等が参加する区民会議への参加など、団体同士を繋ぐ場を提供します。

2 対象となる事業

平成30年度中（平成30年4月～平成31年3月）に右京区内で実施する、次の一いずれかに該当する事業です。

- ① 地域コミュニティの活性化につながる事業
- ② 地域の課題の解決に向けた事業
- ③ 歴史・文化・自然・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

大学の団体・グループが自ら企画・運営し、誰でも参加できる活動で、文化、食文化・食育、健康づくり、福祉、環境、子育て、安心安全、交通、観光など、地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、既に恒例となっている事業、営利活動及び宗教的・政治的な活動を目的とする事業は対象となりません。

3 対象となる団体

京都市内の大学の研究室、ゼミ又は京都市内の大学の学生を中心に構成される団体・グループが対象です。

4 助成金の額

支援の対象となる経費を原則5／6以内（上限20万円）助成します。

自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

5 支援の対象となる経費

まちづくり活動の経費として、講師謝礼、旅費、委託料、備品購入費、事務的経費（会場使用料・資料作成費・消耗品費・郵便料金）などが対象となります。

ただし、支援の対象とならない経費もあります。対象外の経費は全額自己資金で賄っていただきます。

※ 備品について

汎用性が高すぎるもの（パソコンなど）は対象外とします。一律の判断が難しい場合は、各団体からの聴取り内容も踏まえ、個別具体的に判断します。

備品を購入した場合、減価償却期間中の処分（譲渡・売却等）の制限があります（交付決定後、誓約書を提出していただきます。）。

○ 支援の対象とならない経費

- ・ 人件費（団体構成員への謝礼※）
- ・ 事業全体を外部委託した場合の委託料
- ・ 汎用性が高すぎる備品（パソコンなど）
- ・ 会議での飲食費や参加者記念品代
- ・ 団体・グループの運営に要する経費 等

※ 専門性を有する場合のみ年5万円まで可

6 スケジュール

内容	日時	場所など
制度説明会	5月11日（金） 午後6時半～ ※7月中旬ごろにも開催予定。要問合せ。	右京区役所1階MACHIKO
事前相談（必須／要予約）	6月25日（月）～8月17日（金）	右京区役所2階 地域力推進室
申請書類提出	8月24日（金）必着	
プレゼンテーション（公開）（※） 及び審査委員会	9月下旬頃	右京区役所5階 大会議室1
支援事業交付・不交付決定	10月上旬頃 すべての申請団体に通知	
事業実施		
事業終了後、事業報告書を提出	事業終了後1箇月以内	右京区役所2階 地域力推進室
活動報告会（公開）で事業成果を発表	平成31年2～3月頃	

※ 公開の場で事業計画の内容について説明（プレゼン）していただきます。これを受け、審査委員会で審議を行い、その意見を踏まえて支援事業を決定します。

7 審査基準について

選考に当たっては、下表の観点から評価を行います。

審査項目	審査基準
事業内容の的確性	地域や社会が抱える課題を的確に把握しており、事業内容が課題解決に資するものである。
事業効果の期待度	地域への愛着や事業実施に対する熱意を感じられ、事業実施により、区民に効果が還元される公益性の高い事業である。
アイデア・モデル性	独創性や先進性、新規性が見られる取組である。
取組体制・ 事業計画の具体性	・学生の力を引き出し、関係諸機関と連携した事業の展開が期待できる取組体制である。 ・事業計画の内容が具体的で、実現可能な計画となっている。
事業効果の継続性	次年度以降、当該事業の発展的な実施等により、事業効果の継続が期待できる。

8 提出書類（持参、郵送、Eメールのいずれかにより提出してください。）

- ① 申請書、計画書、予算書、連携・協力団体一覧図、ロジックモデルシート、地域住民へのヒアリングシート
 - ② 役員名簿、団体・グループの規約（任意様式）
 - ③ 事前着手届（交付・不交付決定前に、事業が終了している場合のみ）
- ※ ①と③の様式は、右京区役所のホームページからダウンロードできます。

9 事前相談予約・提出・問合せ先

京都市右京区役所地域力推進室 企画担当

〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12番地

TEL：861-1784 FAX：872-5048

Eメール：ukyo@city.kyoto.lg.jp

ここが知りたい！まちづくり支援制度(大学・学生枠) Q&A



Q1 これまでどのような活動が支援されてきたのですか？

A1 大学と地域の交流を目指したフリーマーケットの開催、子育て世代と高齢者をつなぐ場所の提供などの活動を支援してきました。

これまでの支援活動の詳細は、[ホームページでご覧いただけます。](#)

Q2 2年目以降はどうなるのですか？

A2 支援は1年単位です。

2年目に支援を希望する場合は、再び申請し、審査を受けていただきます。

なお、これまで3年目以降は支援できませんでしたが、2年までという申請上限を廃止しましたので、3年目以降の活動への支援も可能です。

ただし、3年目以降の活動は、これまでの活動における成果や課題を踏まえたプラスアップが求められます。

Q3 すでに事業を実施している場合も対象になるのですか？

A3 申請又は交付決定時にすでに事業を開始している場合でも、今年度中の事業であれば対象になります。この場合、対象となる経費についても今年度中のものに限りますのでご注意ください。

なお、すでに事業が終了している場合でも対象になりますが、事前着手届の提出が必要になります。

Q4 ロゴマークは使用しなければならないのですか？

A4 まちづくり活動の輪を広げるため、申請事業についてのチラシ、ポスターを発行する際は、右のロゴマークを使用してください。



* 文化芸術マークの掲載について

京都市では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年（2020年）に向け、文化芸術による地域のまちづくりを推進しています。

文化芸術を通じて地域のまちづくりに取り組まれる事業については、事業に関するポスター、チラシ、ホームページ等に「文化芸術による地域のまちづくり認定事業」のロゴマーク掲載にご協力ください。

ご協力いただける場合、区による活動支援に加え、京都市文化芸術企画課による広報支援等を行います。



Q5 交付金で購入した備品を処分してもよいですか？

A5 事業が終了した後、減価償却期間中は原則として備品の処分（譲渡、売却等）は認めません。処分した場合、助成金を返還していただくことがあります。